

## 管理組合と自治会の業務分担

手交 昭和 62 年 月 日  
最終改定 平成 20 年 7 月 5 日

管理組合と自治会は、設立の目的、経緯、性格を全く異にするものであり、この両者の違いから、それぞれの行うべき業務についても一線を画して理解されるべきものでありますので、両者の代表による協議により下記の認識で相互に業務を分担しています。

- 「分担区分」
- A ----- 管理組合が独自で行う業務
  - B ----- 管理組合が主となり、自治会が援助する業務
  - C ----- 自治会が主となり、管理組合が援助する業務
  - D ----- 自治会が独自で行う業務

業 務 内 容		A	B	C	D
共有設備	建物, 給水施設, 集会所等	改修と運用	○		
	プレイロット, テニスボード, 池 等	修理, 変更	○		
		運用, ルール等			○
	ごみ置場, コンテナ	清掃, 修理, 改修	○		
		使用マナーの向上			○
		収集日, 収集車について, 行政と折衝 (含む粗大ごみ)			
	内外駐車場	抽選, 契約, 料金の決定と集金等	○		
		利用マナーの向上, 違反車対策		○	
	駐輪場	修理, 増改築	○		
		増改築に関する住民意見の取りまとめ		○	
登録(ステッカー)料金の決定, 集金			○		
利用マナー, 整理整頓の呼びかけ				○	
緑の日(草取り)	決定と周知, 用具管理, 後始末		○		
掲示板, 投書箱	運用		○		
個人設備	ガス給湯設備	個人契約			
	消火器の詰め替え等, 個人設備の斡旋				○
共同生活	居住者間の親睦, 交流, スポーツ, 文化等の行事, 共同購入				○
	日常生活マナーの向上, 住民の意見の取りまとめ			○	
行政, 地域社会に対して	交通, 環境, 防犯, 防災対策, 保健衛生, 県・市の公報配布				○
その他	団地内出入り業者	○			